

# ★大田区へ転入された方へ★

## (介護保険 要介護・要支援認定について)

転入前の市区町村で現在有効な「要介護・要支援認定」を受けていた場合、原則として大田区でもその認定を引き継ぐことができます。

～事例別手続きの流れ～

大田区での住所	前市区町村での介護認定	介護認定の有効期間	前市区町村での介護認定申請状況	手続き番号
一般住宅	受けていた	有効期間内	/	1
		期間が満了している	申請中	1
	受けていない	/	申請していない	2
			申請中	1
介護保険施設等 (住所地特例施設)			申請していない	2

「住所地特例施設」に転入される場合、保険者は変わりません。  
 ※大田区での介護保険の手続きはありません。ご不明な点は今までの保険者である前住所地の市区町村の介護保険課へお問い合わせ願います。

- 1 大田区で介護認定継続のお手続きをしてください。  
 大田区に実際に住み始めた日（転入届出日と同じとは限りません）から「14日以内」に大田区介護保険課にてお手続きをしてください。今までの介護認定を引き継ぎます。

※お手元に「介護保険受給資格証明書」がある場合、お手続きの際に提出してください。（無くてもお手続きはできます。）

※お手続きの際は「裏面」記載の「必要なもの」をご準備ください。

※大田区に実際に住み始めた日から「14日」を過ぎてしまった場合は、大田区介護保険課までお問合せください。

- 2 今までの認定結果（情報）がないため、大田区での引き継ぎ手続きはありません。

※転入届出後、一週間程度で大田区より「介護保険被保険者証」をお送りいたします。

※大田区で介護保険サービスをご利用される場合は、大田区内各地域包括支援センター、大田区介護保険課で介護認定の新規申請手続きをしてください。

大田区でのお手続きについての詳細につきましては  
 「裏面」を参照願います。

## ～介護認定手続き（申請）について（申請できる人・必要なもの）～

申請できる人	<b>被保険者ご本人、またはそのご家族</b> ※地域包括支援センター、居宅介護支援事業所や介護保険施設に申請の代行をしてもらうこともできます。
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>申請者（来所者）の身元確認書類（有効期限内のもので現物）</b> （1点確認）マイナンバーカード、運転免許証など写真付のもの （2点確認）健康保険証、年金手帳など</li> <li>・ <b>本人の健康保険証（有効期限内のもので現物）</b> ※お手元にはない場合は大田区介護保険課までお問合せください。</li> <li>・ <b>マイナンバー（個人番号）確認書類（写し可）</b> マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、マイナンバー入り住民票など</li> </ul>

## ～その他留意事項～

- ・ 区内各特別出張所では受付しておりませんのでご注意ください。  
※65歳以上の方は、管轄の地域包括支援センター（別紙参照）でも手続きができます。
- ・ 前住所地で「負担限度額認定」を受けている方は、**当月中に介護保険課給付担当へご連絡ください。**
- ・ 介護保険サービスを利用されているにも関わらず、所定の期間内に認定の引継ぎを行わなかった場合は、介護保険適用外となり、費用全額自己負担となりますので十分ご注意ください。（特に住民票の転出・転入届出の際の「異動日（実際に住み始めた日）」をさかのぼる場合等）

お問い合わせ先 〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号  
大田区 福祉部 介護保険課（本庁舎3階13番）  
（JR京浜東北線 蒲田駅東口 徒歩1分）

（要介護・要支援認定の申請）申請受付担当 電話 03-5744-1669  
（介護保険被保険者証）資格・保険料担当 電話 03-5744-1491  
（負担限度額認定）給付担当 電話 03-5744-1622  
（介護予防・日常生活支援総合事業）高齢福祉課 電話 03-5744-1624

※電話番号は全て直通番号です。